

# 一般社団法人日本疫学会定款施行細則

一般社団法人日本疫学会（以下、「当法人」という）定款に基づき、次の通り施行細則を定める。

## 名誉会員の推薦に関する細則

定款第5条に基づき、名誉会員について定める

第1条 名誉会員の推薦資格は次のような基準によるものとする。但し、推薦時（社員総会日）に、満70歳に達している者でなければならない。

- (1) 疫学に関し顕著な学術的業績を残した者
- (2) 疫学に関して、後進の教育、指導に功績のあった者
- (3) 永年役員として当法人の発展に尽力した者
- (4) その他特に当法人会員として名誉会員の称号にふさわしいと認められる者

第2条 名誉会員の推薦に当たっては、理事会において名誉会員の推薦担当理事3名を互選し、理事長が委嘱する。

- 2 推薦担当理事は名誉会員の該当者の有無及び該当者の推薦資格基準（前条）に照らし必要な調査を行い、この結果により該当者（候補者）を推薦する場合は理事会に提出するものとする。
- 3 理事会は推薦担当理事から提出された候補者について審議し、推薦の有無を決定し、推薦する場合は社員総会に提案するものとする。

附則

- 1 本細則の変更は、理事会の議決による。
- 2 本細則は、2015年12月1日から施行する。